

佐賀県告示第 183 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

上組地区（追加）

次に掲げる土地に存する標柱 7 号と標柱 8 号とを直線で結んだ線、標柱 8 号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成 16 年佐賀県告示第 101 号。以下「既指定」という。）に規定する標柱 5 号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱 5 号と既指定に規定する標柱 4 号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱 4 号と標柱 7 号とを直線で結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市	大字	字	地番
7	唐津市	七山藤川	深迫	1139 番 1
8	〃	〃	〃	1138 番 5